

坂戸市公共測量作業規程

坂戸市公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）（以下「準則」という。）を準用する

この場合において、準則の第 1 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、「第 34 条」とあるのは「第 33 条第 1 項」と、同条第 2 項「準則」とあるのは「規程」と読替え、「規程は、」の下に「坂戸市が行う」を加える。

第 2 条中「公共測量」とあるのは「この規定を適用して行う測量」と、第 3 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 5 条第 3 項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第 7 条中「準則」とあるのは「規程」と、第 8 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 13 条中第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 17 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成 20 年 4 月 1 日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読替えるものとする。